



〒300-2667 つくば市中別府591-7

電話/Fax 029-847-3884

http://peace.arrow.jp/tsc/

安倍政権はことごとく民意を無視し続け、反動的な施策を強行しています。沖縄辺野古基地での強圧的な手法、オスプレイの着陸帯建設の強行と墜落事故での対応、象徴的なカジノ解禁法案の強行採決など、安倍政権とこれを支える自公維新の反国民的な国会運営は驚くばかりです。『特定秘密保護法』、『戦争法』を強行し、2015年には「研究推進制度」と称する「軍学共同」制度を正式に発足させ、憲法違反の「戦争法」の下で、日本の科学・技術研究者を軍事研究に取り込もうと画策しています。今年度の防衛省予算案では、安全保障技術研究推進制度に概算要求通り110億円がついたとの報道が伝えられています。昨年、2016年7月には、防衛省の研究委託につくばの研究所、物質材料機構“NIMS”から2件の研究テーマが採択されるなど、現実には、身近で危険な動きが迫っていると言えるでしょう。

「軍学共同」については、昨年7月、「戦争する国づくりと軍事研究の実態」を主題とした対話集会を開催し、日本学術会議会長提案の下に進められている「安全保障と学術に関する検討委員会」について危機感を持って議論されました。世話人会では「『軍学共同』に関わる学術会議の検討委員会についての『見解』」をまとめ、9月12日付け、日本学術会議会長：大西 隆氏と「安全保障と学術に関する検討委員会」委員長：杉田 敦氏宛に、それぞれ、書状を添えて送付しました（研・学9条ニュースNo.52）。書状送付より4ヶ月経過した現在、まだ返信が届いていませんが、大西隆氏は商業新聞社「日本経済新聞」2016.11.28付朝刊に「安全保障と学術の協力」と題する記事を掲載しています。

以下に、大西隆学術会議会長の論考について、研・学9条の会世話人、高松邦夫氏の論考を掲載します。

~2016年11月28日、日経新聞に掲載された~ 大西隆 学術会議会長の論考について

高松邦夫
(KEK 九条の会/研・学9条の会)

「軍学共同」に関わった学術会議の検討について、学術会議会長の論考が日経新聞に掲載された。一読して、違和感を覚る。その内容が政府施策方針に肯定的で、かつ、一・二の留保事項を付するもののそれらは問題の枝葉末節に関わるか、単に言及しただけのことに過ぎないことによる。更に、意見の表明が、“個人的意見”と述べ、論考が新聞を通じてのみ発表されていることにもあると思えた。学術会議会員及び日本の研究者にたいして責任を持つ学術会議会長の考えの意見表明としては、学術 会議の公式機関で考えを明らかにされるまえに、まず、商業新聞を通じて為され、我々に伝わるのが無責任な行為に思える。

2016年7月に“デュアルユース”と検討委員会設置に関わる氏の論考が、やはり新聞に載った(毎日新聞 2016年7月27日付け)。その直後に開いた研・学9条の会主催の講演と対話集会の要請に基づき、同世話人会は氏の論考にコメントし、その意見を「見解」にまとめ(研学9条ニュース 51号、2016年8月)、氏に送付した。やむなく、新聞誌上に掲載されたものについてコメントして送付したのであるが、残念なことに、未だ何らの返事もいただけていないまま、今また、氏の個人的意見が新聞に表明されているのを知った。

会員と研究者に責任を持つことよりも、まず、一般国民に訴えかけることに利点を感じたということなのであろうが、それはまた、会長任命権が会員の手を離れ、政府の手に奪われたことの帰結の一つの現れと考えてよいことなのであろう。また氏が、安倍首相が構成員を指名し、議長を務める「総合科学技術イノベーション会議」の一員として政府施

策に深くかかわっていることによることであろうと推察する。新聞紙上に掲載されたものであるとは言え、学術会議会長の論考である。真正面から検討することが必要であろう。氏の論考に沿うため煩雑な記述に嵌ることがあることを恐れるが、了解いただければ幸いである。

検討を始める前に、筆者の考えを予め示すとともに、研・学9条の会及び世話人会のこれまでの対応を記しておくことが議論に便利かと思う。

* * * * *

70年前、日中太平洋戦争の反省に立ち、新憲法を策定し、その「前文」に、「… 平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼してわれらの安全と生存を保持しようと決意した。」と述べ、日本国の安全を確保し、国際情勢に対応する基本的な考えを明記し、第9条において、「… 国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、その目的達成のため、「… 戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と宣した。よく知られたことである。

これを我々は普遍的な真として掲げてきた。“占領軍の押し付け”、或いは、“古い”と評し、改正の必要を説く動きがあるが、それらはすべてこの普遍的真を否定し、結局、再軍備の途に繋がっている。

学術会議はその創設(1949年)にあたって声明した「決意」で、日中太平洋戦争とその敗戦をどのように受け止めたか、明確に述べそのうえで、翌年、「さきの声明を実現し、科学者としての節操を守るためにも、戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明(1950年)」し、その17年後には世界の状況を踏まえ、改めて創立の精神に立って、再び、「戦争を目的とする科学の研究には、絶対にこれを行わない決意を表明(1967年)」を極めて明確に述べている。

歴史に学び、真理を探究する日本の知性と研究者を代表する集団としての学術会議の発したこの声明に留保条件を付する余地はない。社会状況の変化を理由に、改定、或いは、限定的適用など議論がなされるが、現代戦争の実態を見ると、今の状況で改定をすることは誤りの途を歩むものでしかない。

研・学 9 条の会における「軍学共同」、軍事研究に関わる検討主題については創設以来数度に亘って、第 1 回対話集会「科学者と憲法 9 条の会(2006年4月)」、第 8 回対話集会「宇宙平和利用(2009年5月)」、第 18 回「戦争法(2015年6月)」、第 20 回大学・研究所の軍事研究の実態(2016年7月)」のように議論を重ねている。

昨年末、2015年12月に筑波大学新聞が学生を対象に行った「軍事研究」に関する意識調査の結果、「(軍事研究について)賛成が反対を上回る」が紙上に示され、一層関心を高めた。筑波大学新聞による調査結果の詳しい様子と筑波大学関係者の見解を知りたく、筑波新聞編集代表者に接触を図ったが、会見を拒否されたままになっている。このことに関わる経緯と世話人会における議論については、ニュース 50 号(2016年5月)に論考、「“知性の崩壊”と科学・技術の軍事利用における、いわゆるデュアルユースについて(2016年4月30日)」に記している。2016年7月に当世話人会が主催した上述の講演と対話集会「大学・研究所の軍事研究の実態」の様子は、我々の考えを示した先の「見解」とともにニュース 51 号(2016年8月)に報告されていることを付記する。

* * * * *

氏の論考は、先ず、「安全保障と学術に関する検討委員会」発足の弁を次のように述べている、「・・・、防衛装備に関係した研究課題への取り組みを求める制度について研究者や大学などが研究倫理に関わる問いかけが発せられており、日本学術会議の見解が求められている。しかし、「科学者の行動規範」にもこの点を明記した項目はない。従って、検討委を組織した」と。学術会議の「行動規範」は・・・、最近続発している科学者の不正行為には強い危機感を持ち、また再発防止の対策を関係諸機関に促す責任を有すると認識して策定(2006年10月3日)されたものであり、科学者の不正行為を問題にしている限り、そこには“安全保障”の言葉を見つけることは、もともと、できないことである。安全保障を掲げ、国家の経営と安全、国民の安全を考えるのであれば、当然憲法に立ち還り考えを述べるべきであろう。

氏は防衛省競争的研究資金提供が掲げた“安全保障”を足場にして、問題点を安全保障一般に移し、それを更に、“自衛”のための軍事的防備、“戸締り必要論”に矮小化し、卑俗な三段論法に拠って論の展開を図っている。学術会議の

会長としては偏狭な議論であり、かつ、学術会議の考えを歪曲しているかの論を展開しているといわなければならないであろう。個人的と称して論を展開し、委員会の意見ではないことを記し、委員会の議論の途上における学術会議会長の意見を披瀝している。公式を避けているが、氏が検討委員会の招集責任者であるがゆえに一層違和感が生じる。

氏は二つの声明を無視している訳でないことを述べながら、それら声明が今回の防衛省の制度との間に持つ関係は“検討テーマの一つだ”と述べるに過ぎない。“検討テーマの一つ”でなく、主要なテーマであるとするのが会長としての、今の、務めであると思える。氏が“安全保障”全般に論を移したいのであれば、国際社会の現状において国家の経営を如何にすべきか、学術会議会長としての見解を披瀝しなければならないであろう。氏の展開した論の中には安全保障に関わって、“戸締り必要論”が見られるだけで、それ以上の展開はない。また、安全保障の問題を矮小化して、“自衛”を論ずるものとしても、国と国民を護ることの意味合いについて明確な概念と認識を立てたうえで考えを示すべきものであろう。

氏は、まず、問題に対する立場を4つの範疇に分けて示している。

- (1)自衛隊を違憲として否定し、大学などの研究者が装備のための研究をすることも否定する
- (2)自衛隊の存立を認めるが、大学などの研究者はその装備に関する研究に関わるべきではない
- (3)自衛隊の存立を認め、大学などの研究者がその装備のための研究開発をすることを認めるが、種々の条件が守られるべきだ
- (4)米国や中国では軍の装備に関わる研究が科学技術の発展をもたらしていることから、日本の研究者も積極的に関わるべきだ — という4つの立場だ。

ここで氏は自衛隊の存在を“前提”に議論の展開を図っているが、本論を議論するには“軍事研究の是非”に対する認識と態度の表明が出发点であろう。

自衛隊そのものについていえば、日本国憲法下、戦後70年の間に警察予備隊、保安隊、そして、自衛隊と名を変え、歴代の内閣の下、不法ともいえる既成事実の積み重ねで強化が続けられ、今や軍隊と呼ばなければならない実体を持つに至っている。この現状を如何に見るかを全く顧みず、PKOに参加し、「日米新ガイドライン」と「安全保障法制(「戦争法」)」の下に、極最近は「駆けつけ警護」を強行し、戦争に参加する危険に参入している。そこには“自衛”の立場は既がない。これらの経緯と現状を認識したうえで議論を尽くされなければならないであろう。

違憲のそしりを受けながら経過してきた自衛隊の存在を既成事実として、それを盾にとってする議

論は、妥当性を失い、氏の分類が普遍的であるとするのが難しい。氏が支持する第三の立場を主張するための都合のよい分類を立てたに過ぎないと受け止められても仕方がない。

さらに、安全保障について明確にしておくことがある。まず、氏は憲法「前文」と第9条を尊重すると述べたうえで、自国と自国民の安全を図る保障、安全保障のために武力行使が不可欠であるかの議論を、“自衛”の名の下で展開し、その根拠を国連憲章51条に依拠する。51条では、“自衛権”或いは“集团的自衛権”として語られるが、それらはしかし、限定的なものであり、前者と武力行為を放棄した日本国憲法との係りは議論の対象となるものであり、また、後者は軍事同盟のもとに国外に出かける武力行為となり、日本国憲法の規定に真っ向から反する。集团的自衛権が集団安全保障と呼称が似て紛らわしいことには注意が必要である。

武力行使に用いられる“武器(兵器)”そのものについて述べるならば、“自衛のための武器(兵器)”という概念は武器の本性として存在せず、たとえ、自衛と限定したつもりであっても武器(兵器)は攻撃の道具に転化する。武器は、本質的に、攻撃の道具であることを知らなければならない。自衛のための兵器開発に係るということは、とりもなおさず、殺人のための道具開発に係ることでしかない。武器開発の意味することについては、氏に送付した我々の「見解」およびニュース 51号の記事に詳述されている。自衛隊の存在を前提にした議論が成り立つ余地はない。

氏は、しかし、議論抜きで第一の立場を“否定的”として一蹴し、同時に、第二の立場を“心情を理解する”と弁解しながら、“消極的”として意に介さず、“自衛隊やその装備を認めるのであれば、その装備の改善などにつながる研究をしようとするものが出てくることを否定すべきではない”とその立場を切っ捨てて捨てる。既成事実として存在する自衛隊をやむを得ないと考えることと、科学・技術研究を使命とする学徒が集う学術会議が兵器研究従事を容認することの間に幾多の問題・議論が存在することを無視し、簡単に飛び越える。“そこで・・・、第三の立場に立つ”と宣する。

“戸締り論”は早くから唱えられているものである。10年ほど前に、小泉前首相が“備えあれば患いなし”、戸締りの一面のみを露に主張したことで記憶に新しい。専守防衛の意であるが、戸締りが戸締りでとどまっている保証は全くない。戸締り論の典型の一つ、核抑止論は核先制攻撃と表裏一体し、すでに破産した概念であることは、最近の核先制不使用宣言を否定した日本国の姿勢が明瞭に物語っている。戸締りの欺瞞を掲げた氏の論には、集団安全保障の途と、無条件に武装の途を採ることの間に、まったく、選択の迷いがみられない。この点、氏は、小泉前首相、或いは、「自民党改憲案」に顕わに述べられている国防軍創設と同じ立場に立ち、憲法を否定し「戦争法」を押し立て、無条件に軍備・軍隊を必要とする立場に立ったことになる。また、氏の論では歴代自民政権が米国と強固な軍事同盟に縋り、

強大な軍事力を背景に世界政治に関わっていることを全く不問に付していることに留意しなければならない。あたかも安倍首相主宰の私的諮問機関のような、「科学技術推進イノベーション会議」に参加している氏が、現政権が有する安全保障の問題に無知であると考えすることはできない。むしろ氏の立場が不分明な“戸締り論”をあえて述べさせているのであれば、事態が一層深刻であるといわなければならない。

戸締りとしての自衛隊の存在理由として世論調査の結果を挙げる。いずれの調査であるかを問わないとしても、自衛隊に「良い印象」を持つとして90%の数字を掲げる。しかし、その印象の中身に災害救助作業に従事する自衛隊の姿が重なっていることを問っていない。“災害救助”は氏の言う“戸締り”とは全く異なる範疇の仕事であることは論を俟たない。災害救助を、今でこそ便宜的に、自衛隊の任務としているが、それは本来の任務ではなく、それを本来の役割とする自衛隊とは別のチームが担うべきものである。氏は“自衛”がエスカレートする“弊害”を認め、その歯止めを申し訳に述べる一方で、“戸締まりをすることが他人の家に泥棒に入るための準備と考える人はいない。自衛装備が直ちに戦争につながるの主張は強弁にすぎる”と言う。国際的には、米国のアフガン侵攻、及び、イラク侵攻は氏の認識が全く誤りであることを示しており、「駆けつけ警護」を任務とした南スーダンへの自衛隊派遣は自衛と無縁の“戦争へのつながり”を想定させるに十分な事例になっている。防衛の名による侵略の例に事欠かない。

“軍事研究とのつながりが科学技術の発展に不可欠であると考えるのは短絡的だ”と第四の立場を採らない理由を述べている。ここでは軍事研究の非人間性、及び、科学研究を損ねる危険性について全く触れられていない。軍事研究が科学・技術の新しい概念を切り拓いたという考えが議論の場で語られるときがあるが、歴史の中にそれを見出すことがなく、軍事技術は既存の研究成果の適用と拡大で賄われている。“短絡”というより事実の誤解とみるものであろう。ノーベル賞をもって民生研究の成果と効用を説き、それをもって民生研究成果の軍事転用が優れていることを説く。ノーベル賞を基準に持ち出すのは皮相的に過ぎ滑稽に映る。それをもって、氏が論末に掲げたポイント第三点の民生重視・デュアルユースへの援用としているのは、軍事研究の非人間性の本質を全く見失った、奇妙な主張と墮し、このような論を張ることに知性の喪失・崩壊を感じる。

さて、氏は第三の立場が成立する条件について述べ、“今回の防衛省の制度には、これらの条件が備わっていると考えた”と断ずる。上述の論者からどのようにして結論されるのか、それらについて見ざるを得ない。丁寧に追ってみる。

- 1) 最重要として“研究目的が自衛装備の範囲内であることの説明責任を、研究資金提供側、研究実施者、更に実施者が属する機関がそれぞれに果たすこと”
- 2) 同時に“研究成果がすべて論文や特許として公開され、広く社会に還元されること”

3)必須として“留学生在が研究に参加できる制度であること”、以上である。

たとえ、自衛を前提にして兵器使用を考えてとしても、兵器自身が持つ本性、及び戦争の使命とすることから、武器使用を自衛に限ることができないことを先に見た。従って、武器開発とその使用を自衛のために限ることは不可能であって、1)の“目的の説明責任を果たす”条件は兵器開発の持つ本性、殺人・破壊道具の開発に手を染めることから逃れるわけではなく、“責任”を課したとしても結果として意味をなさず、欺瞞にしかならない。“公開”と“社会還元”を掲げるが、国防省管理官の下にすべてが計画・管理されている下で、氏の主張が如何なる扱いを受けるか、憂慮するすべての識者が指摘している点に、全く、考慮を払っていない、或いは、払う意思が見られない。“留学生参加”を3)に掲げることは奇異である。新興国とのつながり、また、軍事研究の持つ特殊性を意識していると思えるが、その真意が何れにあるか、氏に質す以外ないが、一点、武器移転、すなわち、武器輸出が念頭にあるのかと推察される。氏は論考で一切触れていないが、本制度が新ガイドライン、それに沿って強行成立させた『戦争法(安全保障法制)』の下に発足した『防衛装備庁』誕生と時期を合わせていて首尾一貫/表裏している。防衛政策の実施を担う当該庁は適切な装備調達を求め、軍事技術における優位性の確保を任務とする。そのため、国内防衛生産・技術基盤、軍需産業の保護・育成を目的とし、海外協力推進を図り、併せて武器輸出の振興を任務としているとされる。『武器輸出三原則』を反故にして、昨年4月、『防衛装備移転三原則』を閣議決定し、大手を振って武器輸出とそのための技術水準の確保が躍り出た。科学技術推進イノベーション会議のメンバーがこの事情に疎いとは思えず、むしろ、その土壌整備・推進の役割を忠実に果たしているとみて至当であろう。

氏は最後の論点としてこの競争的資金供給制度の有効性と実施の規模に言及する。有効性には大きな評価を与えず、あたかも110億円(2017年度)の規模は文科省科研費(2000億円規模、2016年)に比して研究に大きな影響を与えないと結論する。そこでは、楽観的というより、これまでに指摘された危険性(科学研究におけ

る自主・公開の原則破壊)のみならず、研究機関の経常研究費が限界を切って減額されている現実を一切顧慮することがなく、ことの重要さを歴史に学び、現実を直視する姿が皆無である。単に、現内閣の意向に沿う姿としか見られない、異常な姿である。このような姿勢のうえに、民生研究の成果を軍事技術に転ずる効用とその効率を述べ、民生技術転用が勝ることを語り、それを奨励している。それと並べて、研究成果が人類の福祉に貢献するか、または悪用するか、研究倫理に関わって論じられたデュアルユースの概念を歪め、軍事利用があたかも善であるかの如き考えの下で、軍事研究成果の民生利用を語る。そこでは軍関係資金による研究に、あたかも、基礎的研究があるかの如き、或いは、それが軍事研究そのものではないとする議論の詐欺を行っている。デュアルユース議論に幾重もの詐欺が生じている。

論の最後に氏は主張のポイントを次のように挙げ、氏の主張を要約している、

“○安全保障に役立つ基礎的科学研究は必要
○社会還元へ防衛秘密に関する研究は避けよ
○防衛省は民生的研究費による成果注視を”。

詳しく見るまでもない。第一点は主張の根拠が“戸締り必要論”に尽きるが、この論の破産を詳しく見た。第二点については氏の論考の中では、本質的に、何も述べられていない。

防衛省の計画には、研究成果の公表に関して、防衛省担当者の検閲・了承を必要とすることを明記している。防衛省競争的研究資金提供の問題が日本の科学研究を根本的に損なうことが主要な問題であり、研究者はまさにこのことを兵器開発研究、『軍学共同』に対する危惧の最大の問題としているにも拘らず、その危惧に関する議論を全く示さず、本文中で「制度」は公開を保証し、かつ、民生利用の条件が備わっていると言い切っている。ポイントの第三点は軍事開発研究の効率化を願ったに過ぎない。民生研究の軍事利用と軍事研究そのものの両輪の転がりを効率的に図ることを提言していることになる。ポイントは氏の主張が軍事研究の奨励の旗振りの役割をなして、軍事研究に関わらないとする学術会議の立場とは相入れないことを改めて顕に示している。

以上 (2016.12.12 記)

◎ 9条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。

◎ ニュースの原稿を募集しています。

これまでの賛同者数 837名

2016年12月31日現在

本会では「筑波研究学園都市研究所・大学9条の会アピール」への賛同署名をお願いしています。

◎「会」へのお問い合わせは

安田公三 : TEL/Fax : 029-847-3884

武田 潔 : e-mail: kiyogeta@yahoo.co.jp